

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査について

1. 第3回委員会における論点

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査について、第3回委員会において、次の2点を検討することとされた。

- (1) 訂正内容確認報告書に当初の収支報告書提出の日付を記載することは必要か。
- (2) 収支報告書提出後に収支報告書の支出に係る訂正がなされた場合において、当初提出された収支報告書に係る政治資金監査報告書についても訂正がある旨を事後的に明らかにする必要があるか。

2. 検討

- (1) 訂正内容確認報告書に当初の収支報告書提出の日付を記載することは必要か。

訂正内容確認報告書に当初の収支報告書提出の日付を記載することとしたのは、訂正があった収支報告書を特定することを目的としたものであった。

しかしながら、訂正内容確認報告書に、

- ・ 国会議員関係政治団体の名称と代表者の氏名
- ・ 訂正があった収支報告書に係る会計の開始日と終了日

が記載されていれば、訂正があった収支報告書を特定することは可能であることから、登録政治資金監査人の事務を簡素化する観点から、国会議員関係政治団体に確認が必要となる当初の収支報告書提出の日付は記載しないこととしたい。

- (2) 収支報告書提出後に収支報告書の支出に係る訂正がなされた場合において、当初提出された収支報告書に係る政治資金監査報告書についても訂正がある旨を事後的に明らかにする必要があるか。

収支報告書提出後に収支報告書の支出に係る訂正がなされる場合とは、当初の政治資金監査において国会議員関係政治団体が提出した領収書等の関係書類について、監査が終了した後、国会議員関係政治団体の事情又は判断の変更により訂正・削除・追加がなされたものであると考えられ、次の3とおりが想定される。

①計上されている支出の明細（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が訂正される場合（支出の明細が記載されない支出に係るものであり、総額のみ影響する場合を含む。以下同じ。）

当初の政治資金監査において、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類や提出された領収書等の支出を証する書面に、後から訂正が加わった場合が想定される。

②計上されている支出が削除される場合

当初の政治資金監査において、国会議員関係政治団体から提出された領収書等の支出を証する書面が、国会議員関係政治団体の活動に係る支出に係るものではなかったことが後から判明した場合が想定される。

③支出が新たに計上される場合

当初の政治資金監査において、会計帳簿に記載がなく、また、国会議員関係政治団体から領収書等の支出を証する書類も提出されなかった支出について、後から、国会議員関係政治団体の活動に係る支出であることが判明した場合が想定される。

当初の政治資金監査は、監査が行われた時点の収支報告書及びその関係書類について、政治資金監査報告書に記載された登録政治資金監査人の責任の範囲に基づき、適切に行われたものであり、当初の政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体が当初提出した収支報告書について、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類に対する書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを行った結果に基づいて作成したものである。

収支報告書提出後に収支報告書の支出に係る訂正がなされたとしても、①から③までのいずれの場合においても、当初の政治資金監査において国会議員関係政治団体が提出した領収書等の関係書類について、監査が終了した後、国会議員関係政治団体の事情又は判断の変更により訂正・削除・追加がなされたものであることから、当初提出された政治資金監査報告書については、訂正を行う必要はないのではないかと。

ただし、収支報告書の支出に係る訂正内容を確認した結果、当該訂正を行おうとしている支出について、例えば、領収書等が亡失等している場合も想定され、その場合は、訂正内容確認報告書において、確認の結果を明らかにする必要があることから、訂正内容確認報告書の記載例について、政治資金監査報告書の記載例を参考として、別紙修正案のとおりとしたい。

(修正案)

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査について

1. 収支報告書提出後の訂正における問題の所在

政治資金監査制度の導入に伴い、国会議員関係政治団体は、収支報告書の提出にあたっては、すべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出することとされたところである。

一方、収支報告書提出後における政治団体の申出による訂正については、政治資金規正法上、特段の定めはなく、総務省及び各都道府県選挙管理委員会の判断で運用上認める取扱いとされているが、政治資金監査制度が導入された趣旨に照らすと、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の訂正については、以下のような問題点がある。

(1) 政治資金監査の不徹底

収支報告の適正の確保のため、登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けたにもかかわらず、提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、また、そのことが国民の目に明らかにされないこととなる。

(2) 政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係の齟齬

政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書とは、政治資金監査報告書の日付における記載内容において一対一の対応関係に立つものである。しかし、政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせることとなる。

2. 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査については、政治資金規正法上規定されていないが、1. の問題意識を踏まえると、支出に係る訂正箇所がある場合には、国会議員関係政治団体は、その訂正内容について、登録政治資金監査人による確認を受け、確認を受けたことを証する書面を、訂正の申出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出することが適当である。

登録政治資金監査人においては、この確認は、政治資金監査と同様の方法により実施することとし、その結果については、記載例に従って、別紙の訂正内容確認報告書に記載し、国会議員関係政治団体に対して、報告することとする。

また、国会議員関係政治団体から提出された訂正内容確認報告書については、政治資金監査報告書に準ずるものとして、収支報告書と併せて閲覧に供することが適当であり、総務省自治行政局選挙部においては、各都道府県選挙管理委員会にも周知し、訂正手続きの運用の統一を図られたい。

- (1) 支出に係る訂正箇所があった場合に、
当該訂正に係る支出について確認できないものが何もない場合

(別紙)

訂 正 内 容 確 認 報 告 書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 (印)

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容については、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

- ※1 訂正内容確認報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。
 ※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
 ※3 訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを、別紙として、添付することも可能であること。

- (2) 支出に係る訂正箇所があった場合に、
当該訂正に係る支出について、会計帳簿に記載不備がある場合

(別紙)

訂 正 内 容 確 認 報 告 書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 (印)

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容については、当該訂正に係る支出について、会計帳簿には、〇〇(※4)の記載不備が一部に見られたものの、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

- ※1 訂正内容確認報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。
 ※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
 ※3 訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを、別紙として、添付することも可能であること。
 ※4 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

(3) 支出に係る訂正箇所があった場合に、
当該訂正に係る支出について、領収書等の徴収漏れ又は亡失等がある場合

(別紙)

訂 正 内 容 確 認 報 告 書

平成×年×月×日
(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)
代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 (印)
登 録 番 号 第 ×××× 号
研 修 修 了 年 月 日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容については、(別記)を除き、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

(別記) (※4)

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」(※5)
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)
- (3) 〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体) に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの
(××月××日・××費・××××円)
 - ・ 領収書等のあて名に記載されていた名称
〇〇〇〇〇〇

- ※1 訂正内容確認報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。
- ※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
- ※3 訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを、別紙として、添付することも可能であること。
- ※4 (2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。
- ※5 訂正に係る支出について、領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況が確認できなかったものがある場合、これらの支出の一覧表(「領収書等亡失等一覧表」)の提出を会計責任者に求め、訂正内容確認報告書に添付すること。

(参考) 平成 21 年度第 3 回委員会資料

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査について

1. 収支報告書提出後の訂正における問題の所在

政治資金監査制度の導入に伴い、国会議員関係政治団体は、収支報告書の提出にあたっては、すべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出することとされたところである。

一方、収支報告書提出後における政治団体の申出による訂正については、政治資金規正法上、特段の定めはなく、総務省及び各都道府県選挙管理委員会の判断で運用上認める取扱いとされているが、政治資金監査制度が導入された趣旨に照らすと、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の訂正については、以下のような問題点がある。

(1) 政治資金監査の不徹底

収支報告の適正の確保のため、登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けたにもかかわらず、提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、また、そのことが国民の目に明らかにされないこととなる。

(2) 政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係の齟齬

政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書とは、政治資金監査報告書の日付における記載内容において一対一の対応関係に立つものである。しかし、政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせることとなる。

2. 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査については、政治資金規正法上規定されていないが、1. の問題意識を踏まえると、支出に係る訂正箇所がある場合には、国会議員関係政治団体は、その訂正内容について、登録政治資金監査人による確認を受け、確認を受けたことを証する書面を、訂正の申出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出することが適当である。

登録政治資金監査人においては、この確認は、政治資金監査と同様の方法により実施することとし、その結果については、別紙の訂正内容確認報告書によって、国会議員関係政治団体に対して、報告することとする。

また、国会議員関係政治団体から提出された訂正内容確認報告書については、政治資金監査報告書に準ずるものとして、収支報告書と併せて閲覧に供することが適当であり、総務省自治行政局選挙部においては、各都道府県選挙管理委員会にも周知し、訂正手続きの運用の統一を図られたい。